

保護者様

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

みなまつ保育園長

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、令和 年 月 日

以降の登校・登園が可能であると判断しました。

クラス 年齢	歳	氏 名	
-----------	---	--------	--

- 麻しん（はしか）
- 風しん
- 水痘（みずぼうそう）
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 百日咳
- 咽頭結膜熱（プール熱）
- 結核
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症）
- 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）
- アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症）
- その他の感染症
(病名)

○その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

令和 年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へお願い

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校感染症にかかった子供が登校（園）するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願ひします。

（なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。